

「屋外焼却」は 法律や条例で禁止されています

廃棄物の屋外焼却(野焼き)による煙や臭気は、ダイオキシン類などの有害物質を発生させるなど、大気汚染の原因の一つになっています。

このため、一部の例外を除き、屋外焼却行為は、法律や条例により禁止されています。

なお、例外的に認められる屋外焼却行為であっても、近隣住民から苦情が寄せられるような場合は、指導の対象となります。



例外として認められる場合とは

- ・風俗慣習上又は宗教上の行事を行うために必要な焼却(どんと焼きなどの地域の伝統行事)
- ・農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる焼却
(ビニール焼却などは含まない。)
- ・日常生活を営む上で通常行われる軽微な焼却(たき火など)

構造基準に適合しない焼却施設は使用できません。

廃棄物焼却施設の構造基準が強化され、次の構造の施設でなければ使用できません。

- ・焼却が摂氏800℃以上で行えるもの
- ・外と遮断して廃棄物が入られるもの
- ・焼却している温度が測れるもの
- ・焼却温度が上げられる補助装置が付いているもの
- ・必要な空気が送り込めるもの

◎処理基準に従って行われない廃棄物の焼却は、処罰されることがあります。

罰則 5年以下の懲役若しくは1000万円以下の罰金、又はこの併科

お問い合わせ先 豊川市産業環境部環境課 ☎89-2141

豊川市一宮支所 ☎93-3112

豊川市音羽支所 ☎88-8001

豊川市御津支所 ☎76-4706

豊川市小坂井支所 ☎78-4573